

(公印省略)

総評行第2号
令和4年1月28日

経済産業省 資源エネルギー庁次長 殿

総務省 行政評価局長

太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続の
見直しについて（あっせん）

当省は、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第14号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、以下のとおり、「複数ある太陽光発電設備を相続し、名義変更を届け出た際に、戸籍謄本等を1か所当たり1通ずつ求められた。設置箇所が複数あったとしても、証明書は原本1通で足りるようにすべきではないか」との相談等がありました。

これを受け、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議（令和2年9月17日第118回、同年12月8日第119回、3年3月10日第120回、同年7月1日第121回及び同年9月16日第122回）で検討した結果（別紙参照）、当局としては、太陽光発電設備を相続した者の負担軽減のため下記の措置を講ずる必要があると考えますので、御検討ください。

貴庁の措置結果については、令和4年4月28日（木）までにお知らせください。

記

1 相談等の内容

類型① 複数ある太陽光発電設備（以下「設備」という。）を相続し、名義変更を届け出た際に、戸籍謄本等を1か所当たり1通ずつ求められた。設置箇所が複数あったとしても、証明書は原本1通で足りるようにすべきではないか。また、戸籍謄本等は、他の手続でも使うので、審査が終わったら返してほしい。

類型② 遺産分割協議書に設備の明示がなければ届出書類として認められない。遺産を包括的に相続する場合、設備を明示しなくても相続したものと解釈変更してほしい。

類型③ 届出に添付する公的書類は3か月以内に発行されたものとする期限は、相続関係書類に限って設けないでほしい。

類型④ 設備を相続した者を特定する書類として公正証書遺言は認められず、法定相続人全員が署名なつ印した相続証明書を作成するか、遺産分割協議書の提出を求められた。遺産分割協議による相続ではないので、公正証書遺言でも認めてほしい。

※ 類型①から③までは、行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号）第 4 条に基づき、総務大臣に対し、行政運営の改善に関する意見として行政相談委員から提出された委員意見であり、類型④は、岡山行政監視行政相談センターが受け付けた行政相談である。

2 当局の意見

資源エネルギー庁は、設備を相続した者の負担軽減のため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 複数の設備を相続した事業主が、複数事業についての事後変更届出を同時に提出する場合、添付書類の原本は 1 通とし複写の添付を認めること。また、原本についても、申請者が希望する場合は、返却を認めること。
- ② 相続財産の中に設備が含まれていることが遺産分割協議書の文言から明らかであれば、設備の明記はなくとも相続されたとする取扱いとすること。
- ③ 事後変更届出に必要な関係（添付）書類のうち、亡くなった被相続人の除籍謄本については、その内容に変動があるとは考えられないことから、現行の有効期限を不要とする取扱いとすること。
- ④ 相続による事業者変更の事後変更届出において、他の相続人が存在しない場合など、個別の事情に応じ、認定審査上適切な審査が行える場合には公正証書遺言による確認も認めること。

太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について

1 制度概要・調査結果等

(1) 太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続

- 再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。とされている。

※ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「FIT 法」という。）第 9 条第 1 項

- 事業計画には、申請者の氏名、住所等を記載しなければならないとされている。

※ FIT 法第 9 条第 2 項第 1 号

- 経済産業大臣から認定を受けた者は、申請者の氏名を変更したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならないとされている。

※ FIT 法第 10 条第 3 項

このため、太陽光発電設備の相続があった場合、事後変更届出の手続が必要となる。

この事後変更届出は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号。以下「FIT 法施行規則」という。）の様式第 6「再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書」を提出して行わなければならないとされている。

※ FIT 法施行規則第 10 条

- 資源エネルギー庁のホームページ上で公表されている「変更内容ごとの変更手続の整理表」では、相続に係る事後変更届出の添付書類は、①被相続人の戸除籍謄本、②法定相続人全員の戸籍謄本、又は①及び②の代用として法務局より発行された法定相続人情報、③法定相続人全員の印鑑証明書（ここまで、いずれも原本）、④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書が必要とされている。

また、添付書類等について、「公的機関の発行する書類については、申請（届出）日より 3 カ月前から当該申請（届出）日までの間に発行された原本に限りま

す」とされている。さらに、同庁のホームページでは、「相続に伴う事業者変更を行う場合であって、遺産分割協議書に具体的な相続資産が明記されていない場合に添付が必要」として相続証明書の書式が掲載されている。

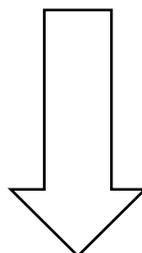


表 変更内容ごとの変更手続の整理表

＜変更内容ごとの変更手続の整理表＞		
(添付書類等について)		
■公的機関の発行する書類については、申請（届出）日より3か月前から当該申請（届出）日までの間に発行された原本に限ります。		
変更対象の項目	変更手続	添付書類等
相続の場合	事後変更届出	①被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本【原本】（附票を含む。附票がない場合は住民票の除票でも可） ②法定相続人全員の戸籍謄本【原本】 ※①②の代用として法務局より発行された法定相続情報【原本】でも可 ③法定相続人全員の印鑑証明書【原本】 ④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書 ※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、相続の際は、建物と別に明示することが必要

(注) 資源エネルギー庁のホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」に基づき当局で作成

(2) 調査結果

当局が、相談内容ごとに、変更手続の際の添付書類の取扱いについて調査した結果は以下のとおりである。

○ 提出書類の通数及び原本の返却（類型①）について

FIT 法施行規則様式第 6 では、その注書きにおいて、「公的機関の発行する書類については、届出日より 3 ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る」とされており、原本の提出を求めている。

「変更内容ごとの変更手続の整理表」では、複数設備を相続した場合、当該設備ごとに添付書類が必要である旨や提出を受けた原本の返却についての言及はみられないが、資源エネルギー庁では、紙申請による方法で手続を行う場合、設備ごとに添付書類の原本の提出が必要であり、提出を受けた原本は返却していないとしている。

この理由について、資源エネルギー庁では、以下のとおり説明している。

- ① FIT 法第 9 条第 1 項において、再生可能エネルギー発電設備ごとに事業計画を作成するとされている。このため、その事後変更届出も事業計画ごとに届け出る必要があり、届出内容の厳格な審査のため、添付書類も原本を届出ごとに求めている。
- ② 添付書類（原本）の返却についても、後日届出書の確認を行う場合に備え、行政文書として保存しているため返却していない。

○ 遺産分割協議書（類型②）の提出について

FIT 法施行規則様式第 6 では、その注書きにおいて、「変更前の事業者が死亡して相続が生じたなどの事由により、やむを得ず変更後の事業者を申請者とする場合は、変更前の事業者から事業者たる地位を承継した事実又は法定相続人全員の同意を得たことを証明する書類（戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある」とされている。

この点、「変更内容ごとの変更手続の整理表」においても、相続等における添付書類等として、「④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書」とされており、さらに、「※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、相続の際は、建物と別に明示することが必要」とされている。

また、資源エネルギー庁のホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」では、「相続に伴う事業者変更を行う場合であって、遺産分割協議書に具体的な相続資産が明記されていない場合に添付が必要」として、相続証明書の書式が掲載されている。当該書式では、「太陽光発電設備を屋根に取り付けている場合、建物の附属設備ではなく、機械及び装置となりますので、必ず切り分けた上で法定相続人の同意をしてください」として、土地、建物、再生可能エネルギー発電設備ごとに相続人を記載させるものとなっている。

当該遺産分割協議書に設備の明示が必要な理由について、資源エネルギー庁では、「太陽光発電設備が明記されていない場合は、誰が当該設備を相続したかを明確に確認できないため」としている。

○ 提出書類の有効期限（類型③）について

FIT 法施行規則様式第 6 では、前述のとおり、その注書きにおいて、「公的機関の発行する書類については、届出日より 3 ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る」とされており、添付する公的書類は、3 か月以内に発行されたものを求めている。

この点、「変更内容ごとの変更手続の整理表」においても、「公的機関の発行する書類については、申請（届出）日より 3 カ月前から当該申請（届出）日までの間に発行された原本に限ります」とされている。

添付書類の有効期限を定めている理由について、資源エネルギー庁では、「真正性を確保するため」としている。

○ 公正証書遺言（類型④）の提出について

前述のとおり、FIT 法施行規則様式第 6 の注書きや、「変更内容ごとの変更手続の整理表」においては、「遺産分割協議書又は相続人全員の同意書」が相続の場合に必要な添付資料とされている。

公正証書遺言を添付書類として認めていない理由について、資源エネルギー庁では、「設備保有者を確実に特定するに当たり、遺言書は被相続人の意思であって、そのみでは必ずしも相続人全員の意思及び合意の確認ができないため」としている。

2 行政苦情救済推進会議の審議結果

太陽光発電設備を相続した者の負担を軽減する観点から、資源エネルギー庁に改善を求める必要性について行政苦情救済推進会議に諮ったところ、次のような意見があった。

【類型①について】

- 複数の設備に係る名義変更手続において、添付書類の原本が設備ごとの申請にそれぞれ1通ずつ必要ということについては、一つの設備に係る申請に対して原本が1通提出され、当該原本を確認することで、他の設備に係る申請には原本を複写して使うことが可能ではないか。
- 添付書類の原本を返却することについて、複写された書類であっても適正に保管され、加工がされていないことを受付機関で証明できれば、後々問題は生じないのではないか。
- 行政手続のコスト削減に係る規制改革推進会議の議論なども参考にすべき。

【類型②について】

- 事業を承継する相続人が遺産分割協議書の文言から特定できる範囲において、柔軟な取扱いに変更すべき。

【類型③について】

- 死亡した被相続人の除籍謄本については、内容の変更があり得ないものであることから、期限を撤廃すべき。

【類型④について】

- 公正証書遺言のみでは事後変更届出を認めないとする現行の手続では、FIT法で遅滞なく事後変更届出を行うこととしながら、相続が発生しても事業承継が認定されないままとなる事態も危惧されることから、そうした事態を回避するため、社会的に信用があって制度として確立しており、その偽造・変造に刑罰が科されている公正証書遺言も活用することが妥当である。

3 資源エネルギー庁の見解

規制改革推進会議において、「ワンスオンリー」、「コネクテッド・ワンストップ」など、行政手続の簡素化に関する議論がなされていることを踏まえ、相談等の内容に関する届出が特に多い個人の太陽光発電設備の相続に関する事後変更届出について、代行申請機関である JPEA 代行申請センターとも連携しながら、個別事業の実情を踏まえた申請書類取扱いの柔軟化に向けて、手続を変更することとする。

また、FIT 手続に関して、分かりやすい周知を心掛け、申請者の利便性向上に努めることとする。